

東根市立長瀬小学校「いじめ防止基本方針」

<目 標>

子ども自らが自他の権利と人権を守り、いじめのない社会を創る推進者となり、行動できる学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺など、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本方針は、いじめ問題の克服に向けて取り組むように定められたいじめ防止対策推進法の第13条1項の規定に基づき、児童の尊厳を保持することを目的に、国・県・市・学校・地域住民・家庭・その他の機関・及び関係者との連携の下、いじめの防止等（未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等）のための対策を実行あるものにするために策定するものである。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめについての考え方と学校・教職員の姿勢

◇ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条） ◇

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。また、児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体で未然防止と早期発見に取り組む。さらに、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、いじめた児童の抱える問題や背景も充分把握して、その社会性の向上と人格の成長を促せるような指導を組織的に行う。

◇ いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
- ⑨ 震災いじめをする。
- ⑩ その他

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

* 但し、喧嘩やふざけ合い、インターネットを通じて行われるものなどを含み、被害者が心身の苦痛を受けている状態をいじめととらえる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、背景にある事情の調査、児童生徒の感じる被害性への着目等から、いじめに該当するかを総合的に判断する。また、加害者が謝罪し、教員の指導によらずして、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導することができる。

◇ いじめの解消について（第7回いじめ防止対策協議会を受けて） ◇

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

「いじめが解消している状態」については、被害者に対する心理的または物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続した状態をさす。相当の期間継続しての解消とは、「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2つの条件を満たし、校内いじめ対策委員会（生徒指導委員会）が、被害者と加害者の関係性の様相等、総合的に判断して解消とみなす。

解消状態の判断に至っては、被害者と加害者の関係性を継続的に注視し、被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうかを確認すること、また、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高める必要がある。そのため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修や会議で周知徹底を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ② 教師の主観はもとより、諸調査など、客観的な資料をもとに個々や集団の実態及びその変容を的確に把握し、その成長や向上に向けて組織的に指導し未然防止に努める。
- ③ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が日常的に望ましい生き方や人間関係のありかたについて触れ、「集団生活を通して自他ともに成長するのだ。」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ④ 児童が他人から認められ優しくしたいという思いを持たせるような指導を積み重ね、些細なトラブルが深刻な事態にエスカレートしない集団を育てる。
- ⑤ 児童と教職員が「いじめとは何か。」について、認識を共有できるようにする。（いじめの態様を具体的に列挙して掲示する。アンケート項目に明示する等。）
- ⑥ 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない。」ということをして、児童一人一人の心に深く刻み込む指導と一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努める。
 - ・仲間とのかかわりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・学びを振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる授業づくり
 - ・特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施
- ⑦ 担任の学級経営力を高め、個々の児童の居場所づくりに努める。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくり
 - ・教師と子ども、子どもと子どもの中に、心のつながりのある関係（リレーション）づくり

(2) 児童に培う力とその方策

① 培う力

- ・規律：用具の準備、聞き方・話し方等の「学びの心構え」「学習習慣」を個及び集団で成立
- ・学力：基礎的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力
- ・自己有用感、肯定感：周囲からの承認によって集団への所属感を高め、自己を肯定的に捉える力
- ・コミュニケーション力：相手の気持ちや周囲の状況を適切に読み取って伝え合う力
- ・「権利・人権」についての正しい知識と意識
- ・援助希求力：助けを求めたり、相談したりできる力（help-seeking）
- ・状況への応答力：周囲の状況を自分のこととして考え対応する力
- ・ストレスを適切に対処する力：ストレスを生きるエネルギーに変える力

② そのための取組

「個々の居場所づくり・絆づくり」

- ・ 道徳教育や人権教育，総合的な学習の時間の充実，読書活動・体験活動などの推進
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ・ 一人一人が互いを認め合ったり心のつながりを感じ取れる集団づくり
- ・ 他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
- ・ 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- ・ 社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための校内組織と具体的な取り組み

① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

○校内職員：生徒指導委員会（校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当，保健主事，当該担任）

○校外関係者：PTA代表者，SC，市教育相談指導員，県教育相談員，心の教室相談員，地域の学校づくり委員代表，学校医，東根市福祉課職員，地区民生委員，警察関係者

② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い，下記の具体的な取り組みを行う。

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，その迅速な共有
- ・ いじめの疑いに対応する緊急会議の開催，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

(4) 児童の主体的な取組

児童会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置等，児童自らが主体的に考え，いじめ防止を訴えるような取組を大事にする。また，その取組が教師主導のものや一部の役員のみが行うものに陥らないようにする。全ての児童が，その意義を理解し主体的に参加できる活動かを見届け，陰で支えるように心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針についての理解といじめ問題の重要性の認識を深め，緊密な連携協力体制を図る。（学年懇談，家庭訪問，学校だより，学級だよりの活用）
- ・ ネットいじめを含めたいじめ問題について研修したり，協議したりする場を設定する。

4 早期発見の在り方「目に見えるいじめを見逃さない」「目に見えにくいいじめに気付く」

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，アンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，危機感を持っていじめを認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査（学校版・家庭版）や個別面接の実施，また，日常の観察による声かけを実施し，個別の状況把握に努める。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 定期的に体制を点検し，児童及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する
- ③ 児童の個人情報については，対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱う。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談（ほうれんそう）

- ① 発見・通報を受けた場合には，速やかに組織的に対応する。（担任→生徒指導担当→管理職）
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止め，事実確認を行い，いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案（遊び・悪ふざけ等）も関係職員へ連絡し，以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの確にかかわりを持つ。その際，いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から，ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見，通報を受けた教職員は躊躇なく，校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は，当該組織が中心となり，速やかに事実の有無の確認を行い，その結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに，被害・加害児童の保護者にも連絡し，事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その際，いじめられている児童には十分に配慮をする。また，児童の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により，可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行う等，いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し，寄り添い支える体制の構築を図る。また，安心して学習や生活ができるよう，必要に応じていじめた児童を別室において指導する等，よりよい環境の確保を図る。また，状況に応じて，東根市教育委員会に相談し，心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な支援を行う。また，事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は，保護者に適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，形式的な態度ではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② しっかりと事実関係の聴取を行い，いじめが確認された場合，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て，組織的にいじめをやめさせ，ストレスの背景を理解し，適切に支援を行うことにより，再発の防止を図る。また，事実関係を聴取したら，迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。なお，いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。また，児童生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，特別の指導計画による指導のほか，警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。また，成長支援の観点から，いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。その場合は、一方的に行うことなく、その児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を築く力を育むためのものとなるよう行う。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については十分に東根市教育委員会と協議をする。いじめた児童生徒に対して出席停止の措置を作った場合には、出席停止の期間における学習の支援など、教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

(5) 集団へのはたらきかけ

全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。傍観するその姿勢がいじめている児童生徒にとっては暗黙の支持と受け止められ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、いじめをやめさせることはできなくても、教員や保護者、他の生徒に知らせることが必要であることを指導する。

尚、同調していた児童生徒はもちろん傍観していた児童生徒にも、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいのかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、見てみぬふりをすることは、いじめ行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

(6) ネットいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(7) いじめの解消

2 (1) で述べたように、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。2つの条件とは、次のこととする。

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

10 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導を行う。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも考慮する。指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める。

(2) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重する。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとするよう配慮する。

(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解できるようにする。

(4) 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本県においては、震災当時から多くの児童生徒が避難しており、当該の市町村や学校においては適切な支援が行われている。年月の経過とともに、被災児童生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行う。また、放射線や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していく。

11 その他

(1) 東根市いじめ問題対策連絡協議会との連携

- ・山形県中央児童相談所
- ・村山警察署生活安全課
- ・東根市役所福祉課
- ・小中学校校長
- ・臨床心理士
- ・東根市教育委員会（教育長 管理課長 学校教育主幹 指導主事等）

(2) 地域行事等の社会参画活動、縦割り班活動への参加奨励による自己有用感・自己肯定感の育成

(3) 適正な校務分掌の組織化等、校務の効率化による教師と子どもの向き合う教育の推進